

城陽働く力おうえん補助金 交付要項

I 概要

令和2年6月以降に新たに城陽市民を雇用し、申請時点で2箇月以上雇用を継続している市内事業者に対し、10万円を補助します。

II 補助金額

1事業者あたり10万円（期間中1回限り）

※複数店舗を有する場合や、複数事業を実施している場合でも1事業者としてカウントします。

III 対象

市内に事業所を有する事業者で、令和2年6月1日から11月30日までに新たに市内事業所で城陽市民（2箇月以上在住）を雇用し、申請時に2箇月以上雇用を継続している事業者

※被雇用者は雇用保険被保険者であること。

※事業者の個人・法人は問わないが公営企業などの公的機関は除く。

※事業者には、一般社団法人・公益社団法人・社会福祉法人・医療法人・農業法人、農業従事者・フランチャイズ契約の事業者も含む。

IV 申請手続等

1 申請期間 令和2年9月1日～令和3年1月31日

2 申請方法

郵送で、城陽市商工観光課に申請書類を提出してください。

（宛先：〒610-0195 城陽市商工観光課 ※郵便番号があれば住所記載不要）

3 申請書類

- | |
|---|
| <p>① 申請書</p> <p>② 城陽市内に事業所があることが分かる書類の写し</p> <p>法人：履歴事項全部証明書（6箇月以内）。</p> <p>※履歴事項全部証明書で事業所の所在地が確認できない場合は、
許認可証、賃借契約書、公共料金支払い領収書など</p> <p>個人：直近の確定申告書の事業所在地が分かる部分。</p> <p>※確定申告書がない場合は、開業届、許認可証など</p> <p>③ 住民票（新規雇用者）</p> <p>④ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し</p> <p>⑤ 新規に雇用したことがわかる書類（雇用契約書）の写し</p> <p>⑥ 勤務実績が確認できる書類（給与明細及び出勤簿等）の写し</p> |
|---|

V その他

補助金の交付後、交付要件に該当しない事実や申請書類の不正その他交付要件を満たさないことが発覚した場合、申請者に対し、補助金の返還を求めます。

VI お問い合わせ先

城陽市まちづくり活性部商工観光課 電話番号：0774-56-4018